

高等学校学習指導要領（専門学科において開設される各教科）第8節福祉 新旧対照表

徳島県立総合教育センター

第1款 目標

新学習指導要領（平成21年3月告示）	現行学習指導要領（平成11年3月告示）
社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。	社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。

第2款 各科目

第1「社会福祉基礎」（現行学習指導要領：「社会福祉基礎」、「社会福祉制度」）

新学習指導要領（平成21年3月告示）「社会福祉基礎」	現行学習指導要領（平成11年3月告示）「社会福祉基礎」
<p>1 目標 社会福祉に関する基礎的な知識を習得させ、現代社会における社会福祉の意義や役割を理解させるとともに、人間としての尊厳の認識を深め、社会福祉の向上を図る能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 社会福祉の理念と意義 ア 生活と福祉 イ 社会福祉の理念 ウ 人間の尊厳と自立 (2) 人間関係とコミュニケーション ア 人間関係の形成 イ コミュニケーションの基礎 ウ 社会福祉援助活動の概要 (3) 社会福祉思想の流れと福祉社会への展望 ア 外国における社会福祉 イ 日本における社会福祉 ウ 地域福祉の進展 (4) 生活を支える社会保障制度 ア 社会保障制度の意義と役割 イ 生活支援のための公的扶助 ウ 児童家庭福祉と社会福祉サービス エ 高齢者福祉と介護保険制度 オ 障害者福祉と障害者自立支援制度 カ 介護実践に関連する諸制度</p> <p>3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(2)については、対人援助に必要な社会福祉援助活動の概要を理解させること。 イ 内容の(3)については、欧米や日本において社会福祉思想が発展してきた過程を理解させること。また、地域福祉の考え方や進展、近年の外国の状況などを扱い、国際的な視点で社会福祉をとらえられるようにすること。 ウ 内容の(4)については、日常生活と社会保障制度との関連について考えさせるとともに、対人援助の視点から福祉に関する支援が行われる必要性を理解させること。 (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)のアについては、家庭生活の機能や概要、人間の生活と社会とのかかわり及び少子高齢化の進行と介護の社会化との関連について扱うこと。イについては、社会福祉の在り方や理念を自立生活支援の視点からとらえさせ、国民生活との関連について具体的事例を通して扱うこと。ウについては、人間の尊厳と自立支援の必要性について、権利擁護の視点を踏まえて扱うこと。 イ 内容の(2)のアについては、対人援助に必要な人間の理解や人間関係を構築するための技法などについて扱うこと。イについては、対人関係形成のためのコミュニケーションの持つ意義や役割、コミュニケーションの基礎的な技法などを扱うこと。ウについては、社会福祉援助活動の持つ意義や役割など概要を扱うこと。 ウ 内容の(3)のアについては、英国やアメリカ合衆国における社会福祉思想の発展の概要を扱うとともに、スウェーデンやデンマークなどにおける社会福祉思想及びアジア地域の福祉の状況も扱うこと。イについては、日本における社会福祉思想の発展について具体的に扱うこと。ウについては、地域福祉の意義や役割について扱うこと。 エ 内容の(4)のアについては、日本の社会保障制度の意義や概要について、日本国憲法と関連付けて扱うこと。イについては、生活保護制度を中心に公的扶助を扱うこと。ウについては、少子化対策についても扱うこと。エについては、高齢者を支える社会福祉サービスについて、介護保険制度と関連付けて扱うこと。オについては、障害者を支える社会福祉サービスについて、障害者自立支援制度と関連付けて扱うこと。カについては、保健や医療の諸制度、医療関係者、医療関係施設などを取り上げ、社会福祉施策と関連付けて目的や役割について扱うこと。</p>	<p>1 目標 社会福祉に関する基礎的な知識を習得させ、現代社会における社会福祉の意義や役割を理解させるとともに、社会福祉の向上を図る能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 現代社会と社会福祉 ア 社会構造の変容と社会福祉 イ ライフサイクルと社会福祉 (2) 社会福祉の理念と意義 ア 自立生活支援と社会福祉 イ 社会福祉の理念 (3) 社会福祉の歴史 ア 欧米における社会福祉 イ 日本における社会福祉 (4) 社会福祉分野の現状と課題 ア 公的扶助 イ 児童家庭福祉 ウ 高齢者・障害者福祉 エ 地域福祉 (5) 社会福祉の担い手と福祉社会への展望</p> <p>3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)から(3)までについては、日常生活に社会福祉が深くかかわっていることについて理解させ、社会福祉の全体をとらえさせること。 イ 内容の(5)については、特に、人間の尊厳についての理解に重点を置くとともに、社会福祉に関する学習の基本的な心構えを身に付けさせるよう留意すること。 (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)のアについては、社会構造の変容について概観させ、家族形態や生活構造の変容と社会福祉とのかかわりの概要を扱うこと。イについては、ライフサイクルのモデルケースを用いて人の一生と社会福祉とのかかわりについて理解させること。 イ 内容の(2)のアについては、自立生活支援の視点から基本的な社会福祉サービスを扱うこと。イについては、社会保障を中心に扱い、社会福祉の理念について理解させること。 ウ 内容の(3)のアについては、英国における社会福祉の発展の概要を中心に扱うこととし、アメリカ合衆国やスウェーデンなどにおける歴史的展開についても触れること。イについては、日本における歴史的展開について具体的に理解させること。 エ 内容の(4)については、各分野ごとに、制度が生まれてきた社会的背景、理念、現状と課題について考えさせること。 オ 内容の(5)については、福祉社会を創造していくためには、社会福祉従事者だけでなく、相互扶助の精神に基づいた国民一人一人の意識改革が必要であることについて理解させること。</p>

(現行学習指導要領：第2「社会福祉制度」)

新学習指導要領（平成21年3月告示）	現行学習指導要領（平成11年3月告示）「社会福祉制度」
	<p>1 目標 社会福祉の法制度，社会福祉施設，社会福祉サービスなどに関する知識を習得させ，社会福祉の現状を理解させるとともに，社会福祉サービスの向上を図る能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 社会福祉の法と制度 ア 社会福祉に関する基本的な法と社会福祉サービス イ 社会福祉行政の組織とその財源 (2) 高齢者・障害者の福祉 ア 高齢者福祉と社会福祉サービス イ 障害者福祉と社会福祉サービス (3) 児童家庭福祉 (4) 社会福祉関連施策 ア 社会保険制度 イ 社会福祉関連サービス ウ その他の公共施策 (5) 社会福祉施設</p> <p>3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。 ア 指導に当たっては，身近な地域の現状を把握させ，全国的な制度と各地域の制度及びサービスの実態とを対比させながら社会福祉の法体系及びサービスの種類と体系の概要について理解させること。 イ 内容の(5)については，地域の施設を訪問し，施設利用者のプライバシーに配慮しつつ，生活実態やサービス内容などについて調査する機会を設けるよう留意すること。 (2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については，公的扶助を含む社会福祉に関する基本的な法規に基づき，社会福祉の法理念と制度の概要を扱い，社会福祉サービスの多元化と非営利団体の活動などに触れること。 イ 内容の(2)及び(3)については，具体的な施策や統計資料などを取り上げ，社会福祉制度の現状について理解させること。また，(3)については，関連する母子保健制度についても触れること。 ウ 内容の(4)のアについては，医療保険制度，公的年金保険制度，介護保険制度などを扱うこと。イについては，社会福祉に関連する教育施策，住宅施策，労働施策などの概要を扱うこと。ウについては，サービス利用者の保護に関する施策を扱うこと。 エ 内容の(5)については，社会福祉施設が果たしてきた歴史的な役割と現在求められている役割について理解させ，施設の在り方と行政との関係について考えさせること。</p>

第2「介護福祉基礎」(現行学習指導要領：第4「基礎介護」)

新学習指導要領（平成21年3月告示）「介護福祉基礎」	現行学習指導要領（平成11年3月告示）第4「基礎介護」
<p>1 目標 介護を必要とする人の尊厳の保持や自立支援など介護の意義と役割を理解させ，介護を適切に行う能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 介護の意義と役割 ア 尊厳を支える介護 イ 自立に向けた介護 (2) 介護福祉の担い手 ア 介護従事者を取り巻く状況 イ 介護従事者の役割 ウ 介護従事者の倫理 エ 介護における連携 (3) 介護を必要とする人の理解と介護 ア 介護を必要とする人と生活環境 イ 高齢者の生活と介護 ウ 障害者の生活と介護 エ 介護福祉サービスの概要 (4) 介護における安全確保と危機管理 ア 介護における安全確保と事故対策 イ 感染対策 ウ 介護従事者の健康管理</p> <p>3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(2)については，介護従事者としての職業観を育成すること。また，サービス利用者のプライバシーや人権尊重の意義や重要性について理解させること。 (2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)のアについては，人間としての尊厳を保持するための介護の必要性を扱うこと。イについては，人間の自立について考えさ</p>	<p>1 目標 介護の意義及び高齢者と障害者における介護の役割を理解させ，介護に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに，介護を適切に行う能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 介護の意義と役割 ア 介護の意義 イ 介護の分野 ウ 介護の過程 エ 介護従事者の倫理 (2) 高齢者の生活と心身の特徴 ア 高齢者の生活と介護 イ 加齢に伴う心身の変化 (3) 障害者の生活と心理 ア 障害者の生活と介護 イ 障害者の心理 (4) 自立生活支援と介護 ア 自立生活の概念 イ 自立生活とリハビリテーション (5) 地域生活を支えるシステム ア 保健・医療・福祉の連携の在り方と実際 イ 在宅サービスと施設サービス</p> <p>3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については，介護従事者としての職業観の基盤を育成するよう留意すること。 イ 内容の(3)については，障害児も含めて扱うこと。 ウ 内容の(5)については，地域の社会福祉施設や医療機関などとの連携を図るとともに，具体的な事例を通して理解を深めさせるよう留意すること。 (2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)のアについては，介護の目的と役割について理解させる</p>

<p>せ、自立のために介護の果たす役割や意義について扱うこと。また、国際生活機能分類やリハビリテーションの考え方についても扱うこと。</p> <p>イ 内容の(2)のアについては、介護を取り巻く社会的状況の変化と対応について扱うとともに、国民の求める介護従事者の在り方についても扱うこと。エについては、保健・医療・福祉と連携した介護の在り方について、その必要性や意義について扱うこと。また、介護に関する社会資源や介護と地域社会とのかかわりについて扱うこと。</p> <p>ウ 内容の(3)のイについては、具体的な事例を通して、高齢者の生活に関する課題やニーズについて扱うこと。ウについては、具体的な事例を通して、障害児も含め障害者の生活の課題やニーズについて扱うこと。エについては、介護保険制度や障害者自立支援制度などにおける介護福祉サービスの具体的な内容及び利用方法について扱うこと。</p> <p>エ 内容の(4)のアについては、安全確保のための事故防止について扱うこと。イについては、介護現場における感染症の実態及び感染予防の必要性や意義を扱うこと。ウについては、介護福祉サービスの提供における介護従事者の健康維持の重要性とそのための具体的な方策について扱うこと。また、介護従事者の労働安全についても扱うこと。</p>	<p>こと。イについては、介護活動の現状について理解させること。ウについては、問題把握からフォローアップまでの一連の過程について理解させること。また、介護記録と情報の共有化の重要性について理解させること。エについては、社会福祉サービス利用者のプライバシーや人権の尊重を基盤とする介護従事者の専門性と基本姿勢について理解させること。</p> <p>イ 内容の(2)のアについては、高齢者の生活への援助としての介護技術を総合的に扱うこと。イについては、身体的機能低下と心理的影響を踏まえた高齢者介護の特質について理解させること。</p> <p>ウ 内容の(3)のアについては、障害者の生活への援助としての介護技術を総合的に扱うこと。イについては、主な機能障害と心理的影響を踏まえた障害者介護の特質について理解させること。</p> <p>エ 内容の(4)のアについては、生活における自己決定の意義や生活の質の向上が求められていることなどに関連させて、自立生活の概念について理解させること。イについては、自立生活を目指した援助の理論と実際について理解させること。また、リハビリテーションの概要を扱うこと。</p> <p>オ 内容の(5)のアについては、地域生活を支える保健・医療・福祉関係諸機関の機能と役割を扱うこと。イについては、在宅サービスと施設サービスの特性について理解させ、その一元化を目指した取組などを扱うこと。</p>
--	---

第3「コミュニケーション技術」(現行学習指導要領：第3「社会福祉援助技術」)

新学習指導要領(平成21年3月告示)「コミュニケーション技術」	現行学習指導要領(平成11年3月告示)「社会福祉援助技術」
<p>1 目標 コミュニケーションに関する基礎的な知識と技術を習得させ、介護福祉援助活動で活用する能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 介護におけるコミュニケーション ア コミュニケーションの意義と役割 イ コミュニケーションの基本技術 (2) サービス利用者や家族とのコミュニケーション ア サービス利用者に応じたコミュニケーション イ サービス利用者や家族との関係づくり (3) 介護におけるチームのコミュニケーション ア 記録による情報共有化 イ チームによる連携</p> <p>3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)及び(2)については、介護を必要とする人を理解するための基本的なコミュニケーションの技法を習得させること。 イ 内容の(3)については、保健・医療・福祉など多職種協働におけるコミュニケーションの在り方を扱い、チームケアのためのコミュニケーションの重要性を理解させること。 (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)のアについては、具体的なサービス利用者や介護場面を想定して扱うこと。イについては、関係づくりの実際、個別的な援助及び集団的な援助の概要について、具体的な事例を通して扱うこと。 イ 内容の(2)のアについては、感覚機能、運動機能及び認知・知覚機能の低下など、サービス利用者の状態や状況に応じたコミュニケーション技法について扱うこと。イについては、サービス利用者・家族との関係づくりや家族への支援の技法について、具体的な事例を通して扱うこと。 ウ 内容の(3)のアについては、記録の意義や目的、記録の活用と留意点などについても扱うこと。</p>	<p>1 目標 対人援助に関する知識と技術を習得させ、社会福祉援助活動に活用する能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 社会福祉援助活動の意義と方法 ア 社会福祉援助活動の意義 イ 社会福祉援助技術の概要 (2) 社会福祉援助技術の方法と実際 ア 個別的な援助 イ 集団及び家族への援助 ウ 地域を基盤とした援助 (3) レクリエーションの考え方と展開 ア レクリエーションと社会福祉 イ レクリエーションの展開と実際 (4) コミュニケーションの技法 ア コミュニケーションの方法と実際 イ 点字、手話</p> <p>3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 高齢者と障害者を中心とした対人援助の知識と技術を取り扱うこと。 (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)のイについては、具体的な事例を通して、個別的な援助、集団及び家族への援助並びに地域を基盤とした援助の概要について理解させること。 イ 内容の(2)のアについては、日常生活の身近な問題を想定し、疑似場面を設定して、具体的に個別的な援助の方法を扱うこと。イについては、プログラムに基づいた活動を通して援助の展開過程について理解させること。ウについては、地域を基盤とした実践的援助の方法について、社会福祉従事者やボランティアなどとの連携を通して理解させること。 ウ 内容の(3)については、レクリエーションが自立生活支援に必要な援助であること及び高齢者や障害者の生きがいと社会参加を進める上でも有効であることについて理解させること。また、レクリエーションをプログラムに基づいた活動に発展させることができるようにすること。 エ 内容の(4)については、コミュニケーションの基本である傾聴及び共感の態度を育成するとともに、社会福祉サービス利用者が自己表現していくことの必要性について理解させること。また、点字は基本的なルールを扱い、手話は簡単な日常会話を扱う程度とすること。</p>

第4「生活支援技術」(新設)

新学習指導要領(平成21年3月告示)「生活支援技術」	現行学習指導要領(平成11年3月告示)
<p>1 目標 自立を尊重した生活を支援するための介護の役割を理解させ、基礎的な介護の知識と技術を習得させるとともに、様々な介護場面において適切かつ安全に支援できる能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 生活支援の理解 ア 生活の理解</p>	

- イ 生活支援の考え方
- ウ 他の職種の役割と協働
- (2) 自立に向けた生活支援技術
 - ア 基本となる介護技術
 - イ 居住環境の整備
 - ウ 身じたくの介護
 - エ 移動の介護
 - オ 食事の介護
 - カ 入浴・清潔保持の介護
 - キ 排泄の介護
 - ク 家事の介護
 - ケ 睡眠の介護
 - コ レクリエーションと介護
- (3) 終末期・緊急時の介護
 - ア 終末期の介護
 - イ 緊急時の介護

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、個人の尊厳とプライバシー、サービス利用者の心理などについて指導するとともに、事故や感染の危険性及び終末期や緊急時における適切な対応について理解させること。

イ 内容の(1)については、「社会福祉基礎」、「介護福祉基礎」で学んだ尊厳の保持や自立支援の考え方、多職種連携などの知識を活用できるようにすること。また、介護観や倫理観を育成し、自ら判断し適切かつ安全に介護できる能力を育てるようにすること。

ウ 内容の(2)及び(3)については、「こころとからだの理解」と関連付け、講義・演習・実習を一連の流れとして指導すること。その際、サービス利用者の理解を深めるとともに、介護実践の根拠となる介護に必要な人体の構造や機能を理解させること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のアについては、サービス利用者の生活や個性、尊厳を踏まえた生活の自立について扱うこと。イについては、国際生活機能分類の視点に基づいたサービス利用者に対するアセスメントの重要性及び主体的に生活できる支援の在り方について扱うこと。ウについては、介護に関するチームアプローチ、様々な施設・事業所及び主な職種の役割や業務内容などを扱うこと。

イ 内容の(2)については、サービス利用者の自立生活に向け、各種メディア教材の活用やグループ演習により、日常生活における具体的な介護場面を想定し、サービス利用者の心身の状態や状況に応じた介護について扱うこと。コについては、レクリエーションが自立生活支援に必要な援助であること及び高齢者や障害者の生きがいと社会参加を進める上でも有効であることについて扱うこと。

第5「介護過程」(新設)

新学習指導要領（平成21年3月告示）「介護過程」	現行学習指導要領（平成11年3月告示）
<p>1 目標 人間としての尊厳の保持と自立生活支援の観点から介護過程の意義と役割を理解し、介護過程が展開できる能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 介護過程の意義と役割</p> <p>(2) 介護過程の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 情報収集とアセスメント イ 生活課題と目標設定 ウ 介護計画の立案 エ 介護計画の実施と評価 <p>(3) 介護過程の実践的展開</p> <p>(4) 介護過程とチームアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 介護過程とチームアプローチの意義 イ 介護過程とチームアプローチの実際 <p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア 内容の(1)については、サービス利用者に応じた適切な介護の提供には介護過程が必要なこと及び介護過程の一連の流れについて理解させること。</p> <p>イ 内容の(2)については、将来の自立に向けた生活課題の解決及び目標の設定、サービス利用者の希望を尊重した介護計画の立案など介護過程の要素を理解させ、介護従事者として必要な視点と能力を身に付けさせること。</p> <p>ウ 内容の(3)については、介護過程の展開について内容の(2)と関連付けて扱い、具体的に理解を深めさせること。</p> <p>(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア 内容の(2)から(4)までについては、介護過程の展開を国際生活機能分類の視点も含めて扱うこと。</p> <p>イ 内容の(3)については、各種メディア教材を活用し、具体的な事例に基づき演習を行うこと。また、介護活動における記録についても扱うこと。</p> <p>ウ 内容の(4)のアについては、チームの組み方や進め方を扱うこと。</p>	

イについては、具体的な事例を通して、チームアプローチの展開の演習を行うこと。
--

第6「介護総合演習」(現行学習指導要領：第6「社会福祉演習」)

新学習指導要領(平成21年3月告示)「介護総合演習」	現行学習指導要領(平成11年3月告示)「社会福祉演習」
<p>1 目標 介護演習や事例研究などの学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、課題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 介護演習 (2) 事例研究 (3) 調査、研究</p> <p>3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 生徒の興味・関心、進路希望、地域の実態や学科の特色等に応じて、内容の(1)から(3)までの中から、個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(3)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。 イ 内容の(1)については、介護実習の事前・事後指導として、主体的に実習に臨む態度を身に付けさせ、自己の課題を明確化するとともに、介護従事者としての意識付けを図るなど効果的な指導を行うこと。 (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については、介護実習の目的、危機管理や個人情報保護、実習施設の概要や主な業務内容などを扱うこと。また、基本的な介護技術や介護過程の展開を確認するとともに、介護実習の計画、実習報告の作成などを通して、介護実習の課題や成果を明確にすることができるようにすること。 イ 内容の(2)及び(3)については、介護実習など総合的な介護活動の体験から得た事例などの考察や個別支援計画の作成などを行うこと。</p>	<p>1 目標 課題研究や事例研究などの学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 調査、研究 (2) 事例研究 (3) ケアプラン</p> <p>3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)から(3)までの中から、個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(3)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。 イ 内容の(3)については、社会福祉サービス利用者を想定し、その人にふさわしい自立生活支援の過程を考えて、ケアプランを作成させること。</p>

第7「介護実習」(現行学習指導要領：第5「社会福祉実習」)

新学習指導要領(平成21年3月告示)「介護実習」	現行学習指導要領(平成11年3月告示)「社会福祉実習」
<p>1 目標 介護に関する体験的な学習を多様な介護の場において行い、知識と技術を統合させ、介護従事者としての役割を理解させるとともに、適切かつ安全な介護ができる実践的な能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 多様な介護の場における実習 ア 介護技術の実践 イ コミュニケーションの実践 ウ 多職種協働及びチームケアの理解 (2) 個別ケアのための継続した実習 ア 個別的な介護技術の実践 イ 介護過程の実践</p> <p>3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については、多様な介護の場における実習を通して、サービス利用者の理解を図ること。 イ 内容の(2)については、継続した実習を行う中で、サービス利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価、介護計画の修正など一連の介護過程を実践すること。</p>	<p>1 目標 介護等に関する体験的な学習を通して、総合的な知識と技術を習得させ、社会福祉の向上を図る実践的な能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容 (1) 介護技術の基本と実際 ア 日常生活の理解 イ 基本的介護技術 ウ 環境の整え方 エ 食事の援助 オ 排泄の援助 カ 清潔の援助 キ 衣服着脱の援助 ク 運動、移動の援助 ケ 福祉用具の活用 (2) 高齢者と障害者の介護 ア 高齢者の介護 イ 障害者の介護 (3) 社会福祉現場実習 ア 意義と目的 イ オリエンテーション ウ 現場実習の実際 エ 反省、記録</p> <p>3 内容の取扱い (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(3)については、社会福祉サービス利用者や施設職員などとの適切な人間関係の構築と事故防止や保健衛生に関する指導に十分留意すること。また、現場実習の効果を高めるよう、事前及び事後の指導を適切に行うこと。 イ ウについては、高齢者の施設だけでなく、身体障害者、知的障害者、精神障害者の施設など多様な場所での実習が可能となるよう留意すること。 (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)については、社会福祉サービス利用者の心身の状態に応じた介護の展開過程を扱うこと。ケについては、日常生活で多く使用されている機器を扱うこと。 イ 内容の(2)については、高齢者や障害者の心身の状態に応じた日常生活における介護を扱うこと。 ウ 内容の(3)のイについては、施設の概要や主な業務内容などを扱うこと。</p>

第8「こころとからだの理解」(新設)

新学習指導要領(平成21年3月告示)「こころとからだの理解」	現行学習指導要領(平成11年3月告示)
<p>1 目標 自立生活を支援するために必要なこころとからだの基礎的な知識を習得させ、介護実践に適切に活用できる能力を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) こころとからだの基礎的理解 ア こころの理解 イ からだのしくみの理解</p> <p>(2) 生活支援に必要なこころとからだのしくみの理解 ア 身じたくに関するこころとからだのしくみ イ 移動に関するこころとからだのしくみ ウ 食事に関するこころとからだのしくみ エ 入浴・清潔に関するこころとからだのしくみ オ 排泄に関するこころとからだのしくみ カ 睡眠に関するこころとからだのしくみ キ 終末期に関するこころとからだのしくみ ク 緊急時に関するこころとからだのしくみ</p> <p>(3) 発達と老化の理解 ア 人間の成長と発達 イ 老年期の理解と日常生活 ウ 高齢者と健康</p> <p>(4) 認知症の理解 ア 認知症の基礎的理解 イ 認知症に伴う心身の変化と日常生活 ウ 認知症を取り巻く状況</p> <p>(5) 障害の理解 ア 障害の基礎的理解 イ 生活機能障害の理解 ウ 障害者の生活理解</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(2)については、「生活支援技術」との関連を図り、各器官の機能と基本的な生活行動との関係について、その概要を理解させること。 イ 内容の(3)から(5)までについては、サービス利用者の生活や心身の状況に加え、家族を含めた周囲の環境にも十分留意する必要があることを理解させること。また、高齢者や障害者などに多く見られる疾病や機能低下が及ぼす日常生活への影響などを扱うとともに、高齢者や障害者の尊厳を守る介護の基本を理解させること。</p> <p>(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。 ア 内容の(1)のアについては、人間の基本的欲求や社会的欲求も扱うこと。イについては、人体の構造や関節可動域などの機能、人体各部の名称などを扱うこと。 イ 内容の(2)のキについては、対象となる人の状態に応じた医療職など他職種との連携についても扱うこと。クについては、対象となる人の状態や状況に応じた緊急時における介護実践が行えるよう具体的な事例を通して扱うこと。 ウ 内容の(3)のアについては、人の成長・発達における心理や身体機能の変化と日常生活への影響について扱うこと。イについては、老年期の定義、高齢者の医療制度などについて、「社会福祉基礎」や「介護福祉基礎」と関連付けて扱うこと。ウについては、保健医療職との連携についても扱うこと。 エ 内容の(4)及び(5)については、地域の支援体制や関連職種との連携と協働、チームアプローチ及び家族への支援についても扱うこと。 オ 内容の(4)については、認知症の特徴、心の変化、生活面への影響、支える家族の心の変化や生活面への影響について扱うこと。ウについては、認知症ケアの歴史や理念、罹患者数の推移、認知症高齢者支援対策の概要も扱うこと。 カ 内容の(5)については、障害に関する基本的な考え方と関係法規について、「社会福祉基礎」と関連付けて扱うこと。アについては、国際障害分類から国際生活機能分類への障害のとらえ方の変遷を扱うこと。イについては、各種障害の種類や特性などについて扱うこと。ウについては、具体的な事例などを通して、障害が日常生活に及ぼす影響、機能の活用、地域における支援体制などについても扱うこと。</p>	

第9「福祉情報活用」(現行学習指導要領：第7「福祉情報処理」)

新学習指導要領(平成21年3月告示)「福祉情報活用」	現行学習指導要領(平成11年3月告示)「福祉情報処理」
<p>1 目標 社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報活用に関する知識と技術を習得させ、福祉の各分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 情報社会と福祉サービス ア 情報社会 イ 情報機器の利用と福祉サービス</p> <p>(2) 情報モラルとセキュリティ</p>	<p>1 目標 社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、福祉の各分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 高度情報通信社会と福祉サービス ア 高度情報通信社会 イ コンピュータの利用と福祉サービス ウ 情報モラルとセキュリティ</p>

- ア 情報モラル
- イ 情報のセキュリティ管理
- (3) 情報機器と情報通信ネットワーク
 - ア 情報機器の仕組み
 - イ 情報通信ネットワークの仕組み
- (4) 福祉サービスと情報機器の活用
 - ア 情報の収集、処理、分析、発信
 - イ 福祉サービスの各分野における情報機器の活用
 - ウ 情報機器を活用した高齢者・障害者の自立生活支援
 - エ 個人情報の管理

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(3)及び(4)については、実際に情報機器や情報通信ネットワークを活用できるよう実習を中心として扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)については、情報社会における生活の変化と福祉サービスにおける情報機器の役割や利用状況について具体的な事例を通して扱うこと。
 - イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。
 - ウ 内容の(3)のアについては、情報機器の基本的な構成要素及びソフトウェアの役割と特徴について扱うこと。イについては、情報通信ネットワークの基本的な仕組みについて扱うこと。
 - エ 内容の(4)のアについては、情報機器や情報通信ネットワークを利用して情報の収集、処理、分析、発信ができるようにすること。イについては、福祉サービスの中で情報機器を活用したサービスや情報の活用法を扱うこと。ウについては、情報機器を活用した自立生活支援の方法について具体的に扱うこと。

- (2) コンピュータの仕組みと活用
 - ア コンピュータの仕組み
 - イ コンピュータによる情報処理
- (3) 福祉サービスとコンピュータの活用
 - ア 情報の収集、処理、発信
 - イ 福祉サービスの各分野におけるコンピュータの活用
 - ウ コンピュータを活用した高齢者・障害者の自立生活支援

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(2)及び(3)については、実習を中心として扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)のア及びイについては、高度情報通信社会における生活の変化と福祉サービス変化と、福祉サービスにおけるコンピュータの役割や利用状況について具体的な事例を通して理解させること。ウについては、個人のプライバシーや著作権の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について理解させること。
 - イ 内容の(2)のイについては、生徒の実態等に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。
 - ウ 内容の(3)のアについては、情報機器や情報通信ネットワークを利用して情報の収集、処理、発信ができるようにすること。イについては、福祉サービスの中でコンピュータシステム化されたサービスや情報の活用法を扱うこと。ウについては、コンピュータを活用した自立生活支援の方法について具体的に理解させること。

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

新学習指導要領（平成21年3月告示）	現行学習指導要領（平成11年3月告示）
<p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 福祉に関する各学科においては、「社会福祉基礎」及び「介護総合演習」を原則としてすべての生徒に履修させること。</p> <p>(2) 福祉に関する各学科においては、原則として福祉に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。</p> <p>(3) 地域や福祉施設、産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。</p> <p>2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 「介護実習」や「介護総合演習」における現場実習及び具体的な事例の研究や介護計画作成に際しては、プライバシーの保護に十分留意すること。</p> <p>(2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。</p> <p>3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に基づき、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、福祉機器などの取扱いには十分な注意を払わせ、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。</p>	<p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 福祉に関する各学科においては、「社会福祉基礎」及び「社会福祉演習」を原則としてすべての生徒に履修させること。</p> <p>(2) 福祉に関する各学科においては、原則として福祉に関する科目に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。</p> <p>(3) 地域や福祉施設、産業界などとの連携を図り、就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。</p> <p>2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 「社会福祉実習」や「社会福祉演習」における現場実習及び具体的な事例の研究やケアプラン作成に際しては、プライバシーの保護に十分留意すること。</p> <p>(2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。</p> <p>(3) 各科目の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができること。</p> <p>3 実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、福祉機器などの取扱いには十分な注意を払わせ、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。</p>